

# 宮城県公報

令和7年12月24日(水)  
号外第45号

## 目次

### 規則

- 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(市町村課)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(子育て社会推進課)

### 訓令甲

- 技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)

### 選挙管理委員会

- 政党助成法第32条第5項の規定による支部報告書等の閲覧等に関する規程(選挙管理委員会事務局)
- 政治資金規正法第20条の2第2項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する告示(同)

### 人事委員会

- 人事委員会規則7—0(給料等の支給)の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 人事委員会規則7—2(特殊勤務手当)の一部を改正する規則(同)
- 人事委員会規則7—15(勤勉手当)の一部を改正する規則(同)
- 人事委員会規則7—17(宿日直手当)の一部を改正する規則(同)
- 人事委員会規則7—38(通勤手当)の一部を改正する規則(同)
- 人事委員会規則7—39(へき地手当等)の一部を改正する規則(同)
- 人事委員会規則7—41(初任給調整手当)の一部を改正する規則(同)
- 人事委員会規則7—62(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(同)
- 人事委員会規則7—62—42(人事委員会規則7—62(特地勤務手当等)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則(同)
- 人事委員会規則7—78(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則(同)
- 人事委員会規則7—78—16(人事委員会規則7—78(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則(同)
- 人事委員会規則7—142(在宅勤務等手当)(同)
- 人事委員会規則12—0(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する規則)の一部を改正する規則(同)
- 人事委員会の権限(特地勤務手当等)の一部委任の一部を改正する告示(同)
- 人事委員会の権限(在宅勤務等手当)の一部委任(同)

次の規則をここに公布する。

令和7年12月24日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県規則第 134 号 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

宮城県規則第 135 号 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

## 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年宮城県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 [略] <table border="1"><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>8 [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>9 表39の4の項(10)に掲げる事務</td><td>自然環境保全条例施行規則（昭和50年宮城県規則第68号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第13条第3号ウ及びエ並びに第11号ケの規定による通知の受理等 (2) 規則第15条第3号ア及びイの規定による通知の受理等</td></tr><tr><td>10~13 [略]</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	8 [略]	[略]	9 表39の4の項(10)に掲げる事務	自然環境保全条例施行規則（昭和50年宮城県規則第68号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第13条第3号ウ及びエ並びに第11号ケの規定による通知の受理等 (2) 規則第15条第3号ア及びイの規定による通知の受理等	10~13 [略]	[略]	(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 [略] <table border="1"><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>8 [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>9~12 [略]</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	8 [略]	[略]	9~12 [略]	[略]
[略]	[略]														
8 [略]	[略]														
9 表39の4の項(10)に掲げる事務	自然環境保全条例施行規則（昭和50年宮城県規則第68号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第13条第3号ウ及びエ並びに第11号ケの規定による通知の受理等 (2) 規則第15条第3号ア及びイの規定による通知の受理等														
10~13 [略]	[略]														
[略]	[略]														
8 [略]	[略]														
9~12 [略]	[略]														

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年宮城県規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 幼稚園型認定こども園等の職員は、当該幼稚園型認定こども園等の子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10</u>第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>コ・サ [略]</p> <p>(9) [略]</p>	<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 幼稚園型認定こども園等の職員は、当該幼稚園型認定こども園等の子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10</u>各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>コ・サ [略]</p> <p>(9) [略]</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**宮城県訓令甲第25号**

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県知事 村井嘉浩

**技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令**

技能労務職員の給与に関する規程（昭和 32 年宮城県訓令甲第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

## 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,800	242,400	262,500	294,000	321,500
	2	201,500	243,200	263,400	294,700	322,800
	3	203,200	244,000	264,300	295,400	324,100
	4	205,000	244,700	265,300	295,900	325,400
	5	206,700	245,400	266,300	296,500	326,400
	6	208,400	246,100	267,200	297,100	327,600
	7	210,000	246,900	268,200	297,700	328,800
	8	211,600	247,600	269,100	298,200	329,900
	9	213,200	248,400	270,000	298,600	330,900
	10	214,700	249,100	270,800	299,300	331,900
	11	216,200	249,800	271,500	299,900	333,000
	12	217,600	250,400	271,900	300,300	334,100
	13	219,000	251,100	272,500	300,600	335,100
	14	220,400	251,500	272,900	301,200	336,100
	15	222,000	252,000	273,300	301,600	337,200
	16	223,500	252,400	273,700	302,000	338,400
	17	225,000	253,000	274,100	302,300	339,500
	18	226,400	253,400	274,700	302,800	340,500
	19	227,800	253,900	275,200	303,200	341,600
	20	229,300	254,300	275,800	303,500	342,600
	21	230,700	254,600	276,500	303,700	343,600
	22	231,700	254,900	277,100	304,100	344,600
	23	232,800	255,200	277,700	304,500	345,500
	24	233,900	255,500	278,600	304,800	346,500
	25	234,900	256,000	279,300	305,100	347,500
	26	235,700	256,500	280,000	305,500	348,400
	27	236,600	256,900	280,500	305,800	349,400
	28	237,400	257,400	281,200	306,200	350,500
	29	238,300	257,900	282,000	306,500	351,500
	30	239,100	258,400	282,700	307,000	352,500
	31	239,900	258,800	283,400	307,400	353,500
	32	240,800	259,200	284,000	308,000	354,400
	33	241,600	259,500	285,000	308,500	355,300
	34	242,100	260,000	285,400	308,900	356,200
	35	242,600	260,500	286,100	309,400	356,900
	36	243,100	260,900	286,700	309,900	357,800
	37	243,700	261,300	287,300	310,400	358,700

	38	244, 200	261, 800	288, 000	311, 000	359, 700
	39	244, 700	262, 200	288, 700	311, 600	360, 700
	40	245, 200	262, 600	289, 300	312, 300	361, 600
	41	245, 700	263, 000	289, 500	312, 800	362, 500
	42	246, 000	263, 500	290, 100	313, 300	363, 400
	43	246, 300	264, 000	290, 500	313, 900	364, 400
	44	246, 700	264, 300	291, 000	314, 400	365, 200
	45	247, 100	264, 600	291, 400	314, 900	366, 000
	46	247, 500	265, 000	291, 900	315, 400	366, 800
	47	247, 900	265, 400	292, 300	316, 000	367, 600
	48	248, 300	265, 700	292, 800	316, 600	368, 300
	49	248, 600	266, 100	293, 100	317, 200	369, 000
	50	248, 900	266, 500	293, 700	317, 900	369, 800
	51	249, 200	266, 800	293, 900	318, 600	370, 600
	52	249, 500	267, 100	294, 400	319, 300	371, 200
	53	249, 600	267, 500	294, 700	320, 000	371, 900
	54	249, 900	267, 800	295, 100	320, 700	372, 500
	55	250, 200	268, 100	295, 600	321, 300	373, 200
	56	250, 500	268, 500	296, 100	321, 900	373, 900
	57	250, 700	268, 800	296, 500	322, 500	374, 500
	58	251, 000	269, 100	297, 100	323, 200	375, 000
	59	251, 300	269, 400	297, 500	323, 900	375, 500
	60	251, 600	269, 700	298, 200	324, 500	376, 000
	61	251, 800	270, 000	298, 800	325, 000	376, 400
	62	252, 100	270, 300	299, 300	325, 500	
	63	252, 400	270, 600	299, 900	326, 100	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	64	252, 600	270, 900	300, 400	326, 700	
	65	252, 800	271, 000	300, 900	327, 300	
	66	253, 100	271, 300	301, 400	327, 700	
	67	253, 400	271, 600	301, 900	328, 100	
	68	253, 600	271, 900	302, 400	328, 600	
	69	253, 800	272, 100	302, 800	328, 900	
	70	254, 100	272, 400	303, 200	329, 400	
	71	254, 400	272, 700	303, 600	329, 900	
	72	254, 700	272, 900	304, 000	330, 300	
	73	254, 800	273, 100	304, 400	330, 500	
	74	255, 100	273, 400	304, 700	330, 800	
	75	255, 500	273, 700	305, 000	331, 000	
	76	255, 700	273, 900	305, 400	331, 300	
	77	255, 800	274, 100	305, 900	331, 600	
	78	256, 000	274, 400	306, 300	331, 900	
	79	256, 400	274, 700	306, 700	332, 200	
	80	256, 700	274, 900	307, 100	332, 400	
	81	256, 800	275, 100	307, 400	332, 600	
	82	257, 100	275, 400	307, 900	332, 900	
	83	257, 300	275, 700	308, 300	333, 200	

	84	257, 600	275, 900	308, 800	333, 500
	85	257, 800	276, 100	309, 100	333, 700
	86	258, 000	276, 300	309, 600	333, 900
	87	258, 300	276, 600	310, 100	334, 200
	88	258, 600	276, 900	310, 400	334, 500
	89	258, 800	277, 200	310, 800	334, 700
	90	259, 100	277, 300	311, 300	335, 000
	91	259, 400	277, 600	311, 800	335, 300
	92	259, 600	277, 800	312, 300	335, 500
	93	259, 800	278, 100	312, 600	335, 700
	94	260, 100	278, 400	313, 000	336, 000
	95	260, 400	278, 700	313, 400	336, 300
	96	260, 600	278, 900	313, 900	336, 500
	97	260, 800	279, 100	314, 300	336, 700
	98	261, 200	279, 400	314, 700	
	99	261, 500	279, 600	315, 000	
	100	261, 700	279, 900	315, 300	
	101	261, 900	280, 100	315, 600	
	102	262, 200	280, 300	316, 000	
	103	262, 500	280, 600	316, 300	
	104	262, 600	280, 900	316, 700	
	105	262, 800	281, 100	317, 000	
	106		281, 300	317, 400	
	107		281, 600	317, 800	
	108		281, 800	318, 000	
	109		282, 100	318, 200	
	110		282, 400	318, 500	
	111		282, 700	318, 900	
	112		282, 900	319, 100	
	113		283, 100	319, 300	
	114		283, 400	319, 600	
	115		283, 600	319, 900	
	116		283, 800	320, 100	
	117		284, 100	320, 300	
	118		284, 400	320, 600	
	119		284, 700	320, 900	
	120		284, 900	321, 100	
	121		285, 100	321, 300	
	122		285, 300	321, 600	
	123		285, 600	321, 900	
	124		285, 900	322, 100	
	125		286, 100	322, 300	
	126		286, 300	322, 600	
	127		286, 600	322, 900	
	128		286, 900	323, 100	

	129		287,100		323,300							
	130		287,300									
	131		287,600									
	132		287,900									
	133		288,100									
	134		288,300									
	135		288,600									
	136		288,900									
	137		289,100									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給	料	月	準 額	基 給	料	月	準 額	基 給	料	月	準 額
				円				円				円
				207,900				219,100				237,800
												259,900
												292,500

附 則  
(施行期日等)

- 1 この訓令は、令和7年12月24日から施行し、改正後の技能労務職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 2 新規程の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

## 宮選管告示第 92 号

政党助成法第 32 条第 5 項の規定による支部報告書等の閲覧等に関する規程を次のように定める。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻井正人

### 政党助成法第 32 条第 5 項の規定による支部報告書等の閲覧等に関する規程

(規程の目的)

第 1 条 この規程は、政党助成法（平成 6 年法律第 5 号。以下「法」という。）第 32 条第 5 項の規定による宮城県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）において受理した支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の閲覧及び写しの交付に関する事項を定めることを目的とする。

(支部報告書等の閲覧)

第 2 条 支部報告書等の閲覧を請求しようとする者は、県委員会に申し出で、備え付けの閲覧簿に所定の事項を記入しなければならない。

2 支部報告書等の閲覧は、県委員会の指定した場所において、執務時間中にしなければならない。

3 支部報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 支部報告書等は、丁重に取扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前 4 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(支部報告書等の写しの交付)

第 3 条 支部報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、別記様式による支部報告書等の写しの交付請求書（以下「交付請求書」という。）に必要な事項を記入の上提出しなければならない。

2 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

3 県委員会は、支部報告書等の写しの交付の請求を受けたときは、当該請求のあった日から 30 日以内に、当該請求に係る支部報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(政党助成法第 32 条第 5 項の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程の廃止)

2 政党助成法第 32 条第 5 項の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程（平成 20 年宮選管告示第 112 号）は、廃止する。

別記様式(第3条関係)

支部報告書等の写しの交付請求書

年 月 日

請求者	住所 (法人その他の団体にあっては 主たる事務所等の所在地)		
	氏名 (法人その他の団体にあっては その名称及び代表者の氏名)		
	連絡先		
請求対象 支部報告書 等の内容	請求対象政治団体名		請求 対象年
納付の方法			
手数料等負担欄			

宮選管告示第 93 号

政治資金規正法第 20 条の 2 第 2 項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻井正人

**政治資金規正法第 20 条の 2 第 2 項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する告示**

政治資金規正法第 20 条の 2 第 2 項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程（平成 20 年宮選管告示第 111 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(規程の目的) 第 1 条 この規程は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定による宮城県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）において受理した報告書、 <u>監査意見書、政治資金監査報告書又は確認書</u> （以下「報告書等」という。）の閲覧及び写しの交付に関する事項を定めることを目的とする。	(規程の目的) 第 1 条 この規程は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定による宮城県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）において受理した報告書、 <u>監査意見書又は政治資金監査報告書</u> （以下「報告書等」という。）の閲覧及び写しの交付に関する事項を定めることを目的とする。

附 則

この告示は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

人事委員会規則7—0（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

宮城県人事委員会

委員長 西 塚 力

## 人事委員会規則7—0—24

### 人事委員会規則7—0（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に基づき、人事委員会規則7—0（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条の2 職員が給与条例第13条、育児休業条例第21条、職員勤務時間条例第17条第3項若しくは第17条の2第3項、学校職員勤務時間条例第15条第3項若しくは第15条の2第3項、修学部分休業条例第3条又は高齢者部分休業条例第3条の規定により給与を減額される場合の減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特地勤務手当（給与条例第12条の3の規定による手当を含む。）、へき地手当（給与条例第21条の5の規定による手当を含む。）、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当（以下この項において「給料等」という。）に対応する額とし、それぞれの次の給与期間以降の給料等から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料等から差し引くことができないときは、給与条例に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第5条の2 職員が給与条例第13条、育児休業条例第21条、職員勤務時間条例第17条第3項若しくは第17条の2第3項、学校職員勤務時間条例第15条第3項若しくは第15条の2第3項、修学部分休業条例第3条又は高齢者部分休業条例第3条の規定により給与を減額される場合の減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、特地勤務手当（給与条例第12条の3の規定による手当を含む。）、へき地手当（給与条例第21条の5の規定による手当を含む。）、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当（以下この項において「給料等」という。）に対応する額とし、それぞれの次の給与期間以降の給料等から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料等から差し引くことができないときは、給与条例に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。</p> <p>2 [略]</p>

## 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則 7—2（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委員長 西條 力

## 人事委員会規則 7—2—76

### 人事委員会規則 7—2（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 12 年宮城県条例第 128 号）に基づき、人事委員会規則 7—2（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 21 条 削除</u></p>	<p>（多学年学級担当手当）</p> <p><u>第 21 条 条例第 24 条第 1 項の公立の小学校、中学校又は義務教育学校の 2 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級に含むこととする規則で定めるものは、学年の学齢児童又は学齢生徒を欠くため当該学年の児童又は生徒が存在しない学級とする。</u></p> <p><u>2 条例第 24 条第 1 項の当該学級における授業又は指導で規則で定めるものは、次の各号に掲げる業務のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 各教科、道徳、特別活動又は総合的な学習の時間の授業</p> <p class="list-item-l1">(2) 前号の業務のために必要とされる指導計画及び指導案の作成、教材及び教具の準備、児童又は生徒の成績物の処理、指導要領の作成その他これらに類するもの</p> <p class="list-item-l1">(3) 学校の教育計画に基づいて、夏季休業時等の休業日において行う課外指導（林間学校、臨海学校等における指導又は進路指導若しくは生活指導をいう。）</p> <p class="list-item-l1">(4) 前各号に掲げる業務に係る講習会、研究会等の受講</p> <p><u>3 条例第 24 条第 1 項第 1 号の規則で定める時間数は、標準的な</u></p>

		<u>週における週間の各教科、道徳又は総合的な学習の時間の授業の担当授業時間数の合計により算定したものとする。</u>
(教員特殊業務手当)		
第23条 [略]		
(1) [略]		
ア 学校職員勤務時間条例第4条、第5条若しくは第7条の 2第2項に規定する週休日、学校職員勤務時間条例第9条 に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（学校職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は国若しくは県の行事の行われる日で規則9—1（職務に専念する義務の特例に関する規則）第1条第7号の規定に基づき人事委員会が定める日（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条又は第2条に規定する職員にあっては、規則9—1第1条第7号の規定に相当する当該市町村の条例又は規則の規定に基づき定められた日。以下「週休日等」という。）業務に従事した時間が <u>日中4時間程度</u> 又はこれと同程度		ア 学校職員勤務時間条例第4条、第5条若しくは第7条の 2第2項に規定する週休日、学校職員勤務時間条例第9条 に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（学校職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は国若しくは県の行事の行われる日で規則9—1（職務に専念する義務の特例に関する規則）第1条第7号の規定に基づき人事委員会が定める日（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条又は第2条に規定する職員にあっては、規則9—1第1条第7号の規定に相当する当該市町村の条例又は規則の規定に基づき定められた日。以下「週休日等」という。）業務に従事した時間が <u>終日に及ぶ程度</u> （日中7時間45分程度とする。以下同じ。）又はこれと同程度
イ～エ [略]		イ～エ [略]
(2) [略]		(2) [略]
(3) [略]		(3) [略]
ア [略]		ア [略]
イ 宿泊を伴うもの以外のもの 業務に従事した時間が <u>日中7時間45分程度</u> 又はこれと同程度		イ 宿泊を伴うもの以外のもの 業務に従事した時間が <u>終日に及ぶ程度</u> 又はこれと同程度
(4) [略]		(4) [略]
2～10 [略]		2～10 [略]

## 附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委 員 長 西 條

力

## 人事委員会規則 7—15—51

### 人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を改正する規則

第 1 条 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100 分の 322.5</u>（給与条例第 20 条第 2 項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100 分の 382.5</u>）</p> <p>イ 任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員 <u>100 分の 270</u></p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員等 <u>100 分の 157.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 187.5</u>）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100 分の 315</u>（給与条例第 20 条第 2 項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100 分の 375</u>）</p> <p>イ 任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員 <u>100 分の 262.5</u></p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員等 <u>100 分の 150</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 180</u>）</p>

第 2 条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則 7—15 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第 6 条 [略]</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第 6 条 [略]</p>

(1) [略]

ア イに掲げる職員以外の職員 100 分の 318.75（給与条例第 20 条第 2 項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100 分の 378.75）

イ 任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員 100 分の 266.25

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等 100 分の 153.75（特定幹部職員にあっては、100 分の 183.75）

(1) [略]

ア イに掲げる職員以外の職員 100 分の 322.5（給与条例第 20 条第 2 項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100 分の 382.5）

イ 任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員 100 分の 270

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等 100 分の 157.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 187.5）

#### 附 則

- 1 この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の規則 7—15 の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

人事委員会規則 7—17（宿日直手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委 員 長 西 條

力

## 人事委員会規則 7—17—23

### 人事委員会規則 7—17（宿日直手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—17（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（宿日直手当の額）</p> <p>第 4 条 宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第 2 条第 1 号の勤務については、<u>4,700 円</u></p> <p>(2) 第 2 条第 2 号の勤務については、<u>2 万 2,500 円</u></p> <p>(3) 第 2 条第 3 号の勤務については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 前条第 1 号の業務、同条第 2 号の業務、同条第 3 号の業務（人事委員会が定めるものに限る。）、同条第 4 号の業務（人事委員会が定めるものに限る。）及び同条第 5 号の業務を行う勤務については、<u>7,700 円</u></p> <p>イ 前条第 3 号の業務（アに規定する人事委員会が定めるものを除く。）、同条第 4 号の業務（アに規定する人事委員会が定めるものを除く。）並びに同条第 6 号及び第 7 号の業務を行う勤務については、<u>6,400 円</u></p> <p>ウ 前条第 8 号及び第 9 号の業務を行う勤務については、<u>5,600 円</u></p>	<p>（宿日直手当の額）</p> <p>第 4 条 宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第 2 条第 1 号の勤務については、<u>4,400 円</u></p> <p>(2) 第 2 条第 2 号の勤務については、<u>2 万 1,000 円</u></p> <p>(3) 第 2 条第 3 号の勤務については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 前条第 1 号の業務、同条第 2 号の業務、同条第 3 号の業務（人事委員会が定めるものに限る。）、同条第 4 号の業務（人事委員会が定めるものに限る。）及び同条第 5 号の業務を行う勤務については、<u>7,400 円</u></p> <p>イ 前条第 3 号の業務（アに規定する人事委員会が定めるものを除く。）、同条第 4 号の業務（アに規定する人事委員会が定めるものを除く。）並びに同条第 6 号及び第 7 号の業務を行う勤務については、<u>6,100 円</u></p> <p>ウ 前条第 8 号及び第 9 号の業務を行う勤務については、<u>5,300 円</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則 7—17 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

人事委員会規則 7—38（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委員長 西 塚

力

## 人事委員会規則 7—38—28

### 人事委員会規則 7—38（通勤手当）の一部を改正する規則

第 1 条 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—38（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 2（第 11 条関係）		別表第 2（第 11 条関係）	
普通自動車等以外の自動車等の使用距離（片道）	支給月額	普通自動車等以外の自動車等の使用距離（片道）	支給月額
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	<u>7,300</u>	10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	<u>7,100</u>
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	<u>10,400</u>	15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	<u>10,000</u>
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	<u>13,500</u>	20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	<u>12,900</u>
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	<u>16,600</u>	25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	<u>15,800</u>
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	<u>19,700</u>	30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	<u>18,700</u>
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	<u>22,800</u>	35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	<u>21,600</u>
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	<u>25,900</u>	40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	<u>24,400</u>
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	<u>29,100</u>	45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	<u>26,200</u>
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	<u>32,300</u>	50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	<u>28,000</u>
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	<u>35,500</u>	55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	<u>29,800</u>
60 キロメートル以上	<u>38,700</u>	60 キロメートル以上	<u>31,600</u>

第 2 条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則 7—38 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事後の確認) 第 17 条 [略]</p>	<p>(事後の確認) 第 17 条 [略]</p> <p><u>(端数計算)</u> <u>第 17 条の 2 通勤手当の額を算出する場合において、給与条例第 11 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げるその額と 5 万 5,000 円との差額の 2 分の 1 を 5 万 5,000 円に加算した額に、端数があるときは、その端数を切り捨てた額で算出するものとする。</u></p>

第 3 条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則 7—38 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 7 条 [略] (1) [略] (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤 21 回分 (<u>在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員等にあっては、1 箇月当たりの平均通勤所要回数分</u>) の運賃等の額 2 [略]</p> <p>(短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第 12 条 給与条例第 11 条の 7 第 2 項第 2 号の規則で定める職員は、次に掲げる職員のうち、1 箇月当たりの<u>平均通勤所要回数が 10 回に満たない職員</u>とし、同号の規則で定める割合は、100 分の</p>	<p>第 7 条 [略] (1) [略] (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤 21 回分 (交替制勤務に従事する職員等にあっては、<u>平均 1 箇月当たりの通勤所要回数分</u>) の運賃等の額 2 [略]</p> <p>(短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第 12 条 給与条例第 11 条の 7 第 2 項第 2 号の規則で定める職員は、次に掲げる職員のうち、<u>平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員</u>とし、同号の規則で定める割合は、100 分の</p>

50とする。

(1)～(3) [略]

(4) 給与条例第 11 条の 9 第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員

別表第 1 (第 11 条関係)

普通自動車等の使用距離（片道）	支給月額
[略]	[略]
80 キロメートル以上 82 キロメートル未満	56,700
82 キロメートル以上 84 キロメートル未満	58,100
84 キロメートル以上 86 キロメートル未満	59,500
86 キロメートル以上 88 キロメートル未満	60,900
88 キロメートル以上 90 キロメートル未満	62,300
90 キロメートル以上 92 キロメートル未満	63,700
92 キロメートル以上 94 キロメートル未満	65,100
94 キロメートル以上 96 キロメートル未満	66,500
96 キロメートル以上 98 キロメートル未満	67,900
98 キロメートル以上 100 キロメートル未満	69,300
100 キロメートル以上	70,700

50とする。

(1)～(3) [略]

別表第 1 (第 11 条関係)

普通自動車等の使用距離（片道）	支給月額
[略]	[略]
80 キロメートル以上	56,700

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の規則 7—38 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委 員 長 西 條

力

## 人事委員会規則 7—39—51

### 人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>第 4 条 削除</u>	<u>(へき地手当と地域手当との調整)</u> <u>第 4 条 給与条例第 11 条の 2 第 2 項の表に掲げる地域に所在する へき地学校等に勤務する職員には、同条の規定による地域手当 の額の限度において、へき地手当は支給しない。</u>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則 7—39 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

人事委員会規則 7—41（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委員長 西條 力

### 人事委員会規則 7—41—33

#### 人事委員会規則 7—41（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—41（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
期間の区分	1 項職員			2 項職員	期間の区分	1 項職員			2 項職員
	1 種	2 種	3 種			1 種	2 種	3 種	
1 年未満	円 <u>417,600</u>	円 <u>371,300</u>	円 <u>310,800</u>	円 <u>53,400</u>	1 年未満	円 <u>416,600</u>	円 <u>370,400</u>	円 <u>310,000</u>	円 <u>51,800</u>
1 年以上 2 年未満	円 <u>417,600</u>	円 <u>371,300</u>	円 <u>310,800</u>	円 <u>50,400</u>	2 年以上 3 年未満	円 <u>416,600</u>	円 <u>370,400</u>	円 <u>310,000</u>	円 <u>48,800</u>
2 年以上 3 年未満	円 <u>417,600</u>	円 <u>371,300</u>	円 <u>310,800</u>	円 <u>47,400</u>	3 年以上 4 年未満	円 <u>416,600</u>	円 <u>370,400</u>	円 <u>310,000</u>	円 <u>42,800</u>
3 年以上 4 年未満	円 <u>417,600</u>	円 <u>371,300</u>	円 <u>310,800</u>	円 <u>44,400</u>	4 年以上 5 年未満	円 <u>416,600</u>	円 <u>370,400</u>	円 <u>310,000</u>	円 <u>39,800</u>
4 年以上 5 年未満	円 <u>417,600</u>	円 <u>371,300</u>	円 <u>310,800</u>	円 <u>41,400</u>	5 年以上 6 年未満	円 <u>416,600</u>	円 <u>370,400</u>	円 <u>310,000</u>	円 <u>36,800</u>
5 年以上 6 年未満	円 <u>417,600</u>	円 <u>371,300</u>	円 <u>310,800</u>	円 <u>38,400</u>	6 年以上 7 年未満	円 <u>416,600</u>	円 <u>370,400</u>	円 <u>310,000</u>	円 <u>33,800</u>
6 年以上 7 年未満	円 <u>417,600</u>	円 <u>371,300</u>	円 <u>310,800</u>	円 <u>35,400</u>	7 年以上 8 年未満	円 <u>416,600</u>	円 <u>370,400</u>	円 <u>310,000</u>	円 <u>30,800</u>
7 年以上 8 年未満	円 <u>417,600</u>	円 <u>371,300</u>	円 <u>310,800</u>	円 <u>32,400</u>	8 年以上 9 年未満	円 <u>416,600</u>	円 <u>370,400</u>	円 <u>310,000</u>	円 <u>27,800</u>
8 年以上 9 年未満	円 <u>417,600</u>	円 <u>371,300</u>	円 <u>310,800</u>	円 <u>29,400</u>	9 年以上 10 年未満	円 <u>416,600</u>	円 <u>370,400</u>	円 <u>310,000</u>	円 <u>24,800</u>
9 年以上 10 年未満	円 <u>417,600</u>	円 <u>371,300</u>	円 <u>310,800</u>	円 <u>26,400</u>	10 年以上 11 年未満	円 <u>416,600</u>	円 <u>370,400</u>	円 <u>310,000</u>	円 <u>21,800</u>
10 年以上 11 年未満	円 <u>417,600</u>	円 <u>371,300</u>	円 <u>310,800</u>	円 <u>23,400</u>					

11 年以上 12 年未満	417,600	371,300	310,800	20,400
12 年以上 13 年未満	417,600	371,300	310,800	17,400
13 年以上 14 年未満	417,600	371,300	310,800	14,400
14 年以上 15 年未満	417,600	371,300	310,800	11,400
15 年以上 16 年未満	417,600	371,300	310,800	
16 年以上 17 年未満	413,200	367,300	307,500	
17 年以上 18 年未満	408,800	363,300	304,200	
18 年以上 19 年未満	404,400	359,300	300,900	
19 年以上 20 年未満	400,000	355,300	297,600	
20 年以上 21 年未満	395,600	351,300	294,300	
21 年以上 22 年未満	381,600	339,000	283,300	
22 年以上 23 年未満	365,100	324,300	271,300	
23 年以上 24 年未満	348,600	308,800	258,800	
24 年以上 25 年未満	332,100	293,300	246,300	
25 年以上 26 年未満	315,600	277,300	233,800	
26 年以上 27 年未満	298,100	260,300	218,300	
27 年以上 28 年未満	280,600	243,300	202,800	
28 年以上 29 年未満	263,100	226,300	187,300	
29 年以上 30 年未満	245,100	208,800	171,800	
30 年以上 31 年未満	227,100	191,300	155,300	
31 年以上 32 年未満	209,100	173,800	138,800	
32 年以上 33 年未満	190,100	155,800	122,300	
33 年以上 34 年未満	171,100	137,300	104,300	
34 年以上 35 年未満	152,100	118,800	86,300	

11 年以上 12 年未満	416,600	370,400	310,000	18,800
12 年以上 13 年未満	416,600	370,400	310,000	15,800
13 年以上 14 年未満	416,600	370,400	310,000	12,800
14 年以上 15 年未満	416,600	370,400	310,000	9,800
15 年以上 16 年未満	416,600	370,400	310,000	
16 年以上 17 年未満	412,200	366,400	306,700	
17 年以上 18 年未満	407,800	362,400	303,400	
18 年以上 19 年未満	403,400	358,400	300,100	
19 年以上 20 年未満	399,000	354,400	296,800	
20 年以上 21 年未満	394,600	350,400	293,500	
21 年以上 22 年未満	378,600	336,400	281,500	
22 年以上 23 年未満	360,100	320,400	268,000	
23 年以上 24 年未満	341,100	303,900	254,500	
24 年以上 25 年未満	322,100	287,400	241,000	
25 年以上 26 年未満	302,600	270,900	227,500	
26 年以上 27 年未満	281,600	251,400	210,500	
27 年以上 28 年未満	260,600	231,900	193,500	
28 年以上 29 年未満	239,600	212,400	176,500	
29 年以上 30 年未満	217,600	192,900	159,500	
30 年以上 31 年未満	195,600	172,400	142,000	
31 年以上 32 年未満	173,600	151,900	124,500	
32 年以上 33 年未満	150,600	131,400	107,000	
33 年以上 34 年未満	127,600	109,900	87,000	
34 年以上 35 年未満	104,600	88,400	67,000	

備考 [略]

別表第2（第6条の2関係）

期間の区分	職員の区分	2項職員
		円
1年未満		37,400
1年以上 2年未満		35,300
2年以上 3年未満		33,200
3年以上 4年未満		31,100
4年以上 5年未満		29,000
5年以上 6年未満		26,900
6年以上 7年未満		24,800
7年以上 8年未満		22,700
8年以上 9年未満		20,600
9年以上 10年未満		18,500
10年以上 11年未満		16,400
11年以上 12年未満		14,300
12年以上 13年未満		12,200
13年以上 14年未満		10,100
14年以上 15年未満		8,000

備考 [略]

備考 [略]

別表第2（第6条の2関係）

期間の区分	職員の区分	2項職員
		円
1年未満		36,300
1年以上 2年未満		34,200
2年以上 3年未満		32,100
3年以上 4年未満		30,000
4年以上 5年未満		27,900
5年以上 6年未満		25,800
6年以上 7年未満		23,700
7年以上 8年未満		21,600
8年以上 9年未満		19,500
9年以上 10年未満		17,400
10年以上 11年未満		15,300
11年以上 12年未満		13,200
12年以上 13年未満		11,100
13年以上 14年未満		9,000
14年以上 15年未満		6,900

備考 [略]

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則7—41の規定は、令和7年4月1日から適用する。

人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委 員 長 西 條 力

## 人事委員会規則 7—62—45

### 人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額と</u>現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額を合算した額（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。</p> <p>(1) <u>職員が特地公署に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日（職員がその日前 1 年以内に当該公署に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）</u></p> <p>(2) <u>職員が特地公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特地公署に該当することとなったとき その該当することとなつた日</u></p> <p>(3) <u>第 1 号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員が</u></p>

その勤務する特地公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項各号に定める日が平成 14 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 14 年宮城県条例第 75 号）の施行の日における同条例の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 前項各号に定める日が平成 15 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 15 年宮城県条例第 73 号）の施行の日における同条例第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(3) 前項各号に定める日が平成 17 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 17 年宮城県条例第 161 号）の施行の日における同条例第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(4) 前項各号に定める日が平成 18 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年宮城県条例第 77 号）の施行の日における同条例第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(5) 前項各号に定める日が平成 21 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員（その日に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成 22 年宮城県条例第 62 号）による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 19 年宮城県条例第 46 号）附則第 9 項各号に規定する職員であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 21 年宮城県条例第 74 号。以下「平成 21 年改正条例」という。）第 1 条の施行の日における同条の規定による改正後の給与条例の規定及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成 21 年宮城県条例第 77 号）の施行の日における同条例の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 19 年宮城県条例第 46 号）附則第 9 項から附則第 11 項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

(6) 前項各号に定める日が平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 22 年宮城県条例第 59 号。以下「平成 22 年改正条例」という。）第 1 条の施行の日における同条の規定による改正後の給与条例の規定及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成 22 年宮城県条例第 62 号）の施行の日における同条例の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 19 年宮城県条例第 46 号）附則第 9 項から附則第 11 項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

(7) 前項各号に定める日が平成 23 年 4 月 1 日から同年 11 月 30

日までの間にある職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 23 年宮城県条例第 117 号。以下「平成 23 年改正条例」という。）の施行の日における平成 23 年改正条例第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成 23 年改正条例第 4 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 19 年宮城県条例第 46 号）附則第 9 項から附則第 11 項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けた」とする。

4 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第 2 項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児休業法第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であって、第 2 項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員勤務時間条例第 2 条第 2 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 2 項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第 2 条第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第 5 号、第 6 号又は第 7 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員勤務時間条例第 2 条第 2 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 2 項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第 2 条第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定す

る勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日に  
おいて育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同  
項（前項第1号から第4号までの規定により読み替えて適用  
する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2  
分の1に相当する額と」とあるのは「、給料の月額に職員勤  
務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条  
第2項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員  
勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3  
条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た  
額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」  
と、前項第5号、第6号又は第7号の規定により読み替えて  
適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員勤務時間  
条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項に  
より定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間  
条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に  
規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」  
とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日に  
おいて育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受け  
いた給料及び」とあるのは「受けっていた給料の月額を同日に  
おける職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時  
間条例第3条第2項により定められたその者の勤務時間を  
それぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務  
時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数  
で除して得た額に職員勤務時間条例第2条第2項又は学校  
職員勤務時間条例第3条第2項により定められたその者の  
勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学  
校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除

して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第5号、第6号又は第7号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

#### (特地勤務手当と地域手当との調整)

第3条 紹与条例第11条の2第2項の表に掲げる地域に所在する特地公署に勤務する職員（前条の規定により特地勤務手当を支給されない職員を除く。）は、紹与条例第11条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

#### (紹与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)

第3条の2 紹与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員であって、第2条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 紹与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員のうち、第2条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4

#### 第3条 削除

#### 第3条の2 削除

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 [略]

2 給与条例第12条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

[略]

備考 第2条の2各号に掲げる公署のうち第3項第1号に掲げる公署以外の公署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該公署を準特地公署とみなす。

項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 [略]

2 給与条例第12条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び第5条の2において同じ。）に受けている給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

[略]

備考 第2条の2各号に掲げる公署のうち第4項第1号に掲げる公署以外の公署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該公署を準特地公署とみなす。

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、給与条例第12条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けている給料及び」とあるのは「受けている給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員勤務時間条例第2

条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、給与条例第12条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 前項中「給料及び扶養手当の月額の合計額に、」とあるのは「、給料の月額に職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、給与条例第12条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

3 [略]

4 [略]

第5条 給与条例第12条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下この条において「指定日」という。)前3年以内に新たに給料表の適用を受ける職員となり、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(2)～(4) [略]

2 給与条例第12条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により支給されることとな

第5条 給与条例第12条の3第2項の規定で定める者は、規則7—53(地域手当)第11条各号に掲げる職員であった者とする。

2 給与条例第12条の3第2項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受けることとなつた職員とする。

3 給与条例第12条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第22条の4第1項の規定による採用 (法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。)をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴って住居を移転したもの

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下この条において「指定日」という。)前3年以内に国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は法第22条の4第1項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴って住居を移転したもの

(3)～(5) [略]

4 給与条例第12条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国家公務員若しくは給料表の適用を受けない地方公務員であった者又は第1項に規定する者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給

る期間及び額

- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日在勤する公署が、当該職員の給料表の適用を受けることとなった日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第2号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第4号に規定する職員 別に人事委員会が定める期

料表の適用を受けることとなった日、又は法第22条の4第1項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項(同条第3項及び次条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号において同じ。)並びに次条第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに次条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日在勤する公署が、当該職員の給料表の適用を受けることとなった日、又は法第22条の4第1項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに次条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期

<p>間及び額</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、前条第3項各号に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与条例第12条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。</u></p>	<p>間及び額</p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、前条第4項各号に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与条例第12条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。</u></p> <p><u>(給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)</u></p> <p><u>第5条の2 紙とし条例附則第32項の規定の適用を受ける職員であって、給与条例第12条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であったものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。</u></p> <p><u>2 紙とし条例附則第32項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。</u></p>
--	--

## 附 則

### (施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則7—62の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年宮城県条例第66号）附則第4項の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の規則7—62第5条第2項の適用については、同項第1号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和7年4月1日以後の期間」とする。

人事委員会規則 7—62—42（人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委員長 西條

力

## 人事委員会規則 7—62—46

### 人事委員会規則 7—62—42（人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—62—42（人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 [略] (暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。第 4 項において「令和 3 年改正法」という。）附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員（次項から第 5 項において「暫定再任用職員」という。）は、給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（第 4 項及び第 5 項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、規則 7—62 第 2 条第 2 項<u>及び</u>第 4 条第 2 項の規定を適用する。</p> <p>3 暫定再任用職員に対する規則 7—62 第 5 条第 1 項<u>及び</u>第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項第 2 号<u>及び</u>第 3 号中「法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第 2 項第 4 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略] <u>(改正後の人</u><u>事委員会規則 7—62</u> <u>における</u><u>暫定再任用職員</u><u>に関する</u><u>経過措置</u>)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。第 4 項において「令和 3 年改正法」という。）附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員（次項から第 5 項において「暫定再任用職員」という。）は、給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（第 4 項及び第 5 項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、<u>この規則による改正後の規則 7—62</u> <u>(以下「改正後の規則 7—62」という。)</u> 第 2 条第 2 項<u>から</u><u>第 4 項まで</u><u>並びに</u><u>第 4 条第 2 項</u><u>及び</u><u>第 3 項</u>の規定を適用する。</p> <p>3 暫定再任用職員に対する<u>改正後の規則 7—62</u> 第 5 条第 3 項<u>及び</u>第 4 項の規定の適用については、同条第 3 項第 1 号中「法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条</p>

定再任用職員（令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 4 規則7—62 第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下第5項及び第6項において「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 5 規則7—62 第5条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 6 規則7—62 第5条第1項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた給与条例第12条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号から第4号まで並びに同条第4項第1号及び第3号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 4 改正後の規則7—62 第5条第3項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下第5項及び第6項において「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 5 改正後の規則7—62 第5条第3項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 6 改正後の規則7—62 第5条第3項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた給与条例第12条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則 7—62—42 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

人事委員会規則 7—78（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委 員 長 西 條

力

## 人事委員会規則 7—78—19

### 人事委員会規則 7—78（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—78（義務教育等教員特別手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第 3 条 次条第 2 号に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に職員勤務時間条例第 2 条第 3 項及び第 4 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第 2 条第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に職員勤務時間条例第 2 条第 2 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第 2 条第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。次項において同じ。）とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第 3 条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に職員勤務時間条例第 2 条第 3 項及び第 4 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第 2 条第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に職員勤務時間条例第 2 条第 2 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第 2 条第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

2 次条第1号に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に掲げる額に、3,000円（以下「加算額」という。）をえた額とする。

第3条の2 紹与条例第21条の2第2項の規則で定める校務類型は、次の各号に掲げる校務の種類とする。

- (1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務
- (2) 前号に掲げるもの以外の校務

（紹与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員の支給額）

第3条の3 紹与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1項各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（支給方法等）

第4条 義務教育等教員特別手当（加算額を除く。）は、給料の支給方法に準じて支給する。

第5条 加算額は、職員の給与期間（紹与条例第6条第1項に規定する給料の計算期間をいう。以下この条において同じ。）の規則7-0（給料等の支給）第1条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。

2 紹与期間中支給日前において離職し又は死亡した職員には、その際加算額を支給する。

（紹与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員の支給額）

第3条の2 紹与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（支給方法）

第4条 義務教育等教員特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 職員が転勤、配置換等により異動した場合におけるその異動した日の属する月の加算額は、その月の初日に職員が所属する課所においてその月分を支給する。

4 加算額の支給は、職員が新たに第3条の2第1号の校務を分掌するに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、加算額を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し又は死亡した日、加算額を支給されている職員が同号の校務を分掌しないこととなるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 教育職給料表(2)の適用を受ける者（第3条関係）

職員 の区 分	職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
定年	1から4まで	円 1,300	円 1,400	円 2,800	円 3,400	円 5,100
前再	5から8まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
任用	9から12まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
短時	13から16まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
間勤	17から20まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
務職	21から24まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
員等	25から28まで	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
以外	29から32まで	1,900	2,100	3,800	4,100	
の職	33から36まで	1,900	2,200	3,900	4,200	
員						

37 から 40 まで	2,000	2,300	4,000	4,400
41 から 44 まで	2,200	2,400	4,000	4,400
45 から 48 まで	2,200	2,600	4,100	4,600
49 から 52 まで	2,300	2,600	4,200	4,700
53 から 56 まで	2,400	2,800	4,400	4,700
57 から 60 まで	2,400	3,000	4,400	4,800
61 から 64 まで	2,500	3,200	4,500	4,900
65 から 68 まで	2,600	3,300	4,700	5,000
69 から 72 まで	2,600	3,400	4,700	5,100
73 から 76 まで	2,700	3,500	4,700	5,100
77 から 80 まで	2,800	3,700	4,700	5,200
81 から 84 まで	2,800	3,800	4,800	5,200
85 から 88 まで	2,800	3,800	5,000	5,200
89 から 92 まで	2,900	3,900	5,000	5,200
93 から 96 まで	3,000	4,000	5,000	
97 から 100 まで	3,100	4,100	5,100	
101 から 104 まで	3,100	4,200	5,100	
105 から 108 まで	3,200	4,300	5,100	
109 から 112 まで	3,200	4,400		
113 から 116 まで	3,200	4,400		
117 から 120 まで	3,300	4,500		
121 から 124 まで	3,300	4,600		
125 から 128 まで	3,300	4,700		
129 から 132 まで		4,700		
133 から 136 まで		4,700		
137 から 140 まで		4,700		
141 から 144 まで		4,700		
145 から 148 まで		4,800		
149 から 152 まで		4,900		

153 から 156 まで		4,900				
157 から 160 まで		4,900				
161		4,900				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第2 教育職給料表(1)の適用を受ける者（第3条関係）

職員 の区 分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等 以外 の職 員	1 から 4 まで	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5 から 8 まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9 から 12 まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13 から 16 まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17 から 20 まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21 から 24 まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25 から 28 まで	1,800	2,300	3,700	4,600	
	29 から 32 まで	1,900	2,400	3,800	4,700	
	33 から 36 まで	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37 から 40 まで	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41 から 44 まで	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45 から 48 まで	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49 から 52 まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53 から 56 まで	2,400	3,300	4,400	5,100	

57 から 60 まで	2,400	3,400	4,400	5,200		
61 から 64 まで	2,500	3,500	4,500	5,200		
65 から 68 まで	2,600	3,700	4,700	5,200		
69 から 72 まで	2,600	3,800	4,700	5,200		
73 から 76 まで	2,700	3,800	4,700			
77 から 80 まで	2,800	3,900	4,700			
81 から 84 まで	2,800	4,000	4,800			
85 から 88 まで	2,800	4,100	5,000			
89 から 92 まで	2,900	4,200	5,000			
93 から 96 まで	3,000	4,300	5,000			
97 から 100 まで	3,100	4,400	5,100			
101 から 104 まで	3,100	4,400				
105 から 108 まで	3,200	4,500				
109 から 112 まで	3,200	4,600				
113 から 116 まで	3,200	4,700				
117 から 120 まで	3,300	4,700				
121 から 124 まで	3,300	4,700				
125 から 128 まで	3,300	4,700				
129 から 132 まで	3,400	4,700				
133 から 136 まで	3,400	4,800				
137 から 140 まで	3,400	4,900				
141 から 144 まで	3,500	4,900				
145 から 148 まで	3,500	4,900				
149 から 152 まで	3,500	4,900				
153	3,500					
定年 前再 任用 短時		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

間勤  
務職  
員等

--	--	--	--	--

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

人事委員会規則 7—78—16（人事委員会規則 7—78（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委員長 西條

力

## 人事委員会規則 7—78—20

### 人事委員会規則 7—78—16（人事委員会規則 7—78（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—78—16（人事委員会規則 7—78（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 [略] (暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）は、法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則 7—78 第 3 条の規定を適用する。この場合において、暫定再任用職員のうち改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員について改正後の規則 7—78 第 3 条の規定を適用するときは、同条第 1 項各号別記以外の部分中「額（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に職員勤務時間条例第 2 条第 3 項及び第 4 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第 2 条第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略] (暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）は、法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則 7—78 第 3 条の規定を適用する。この場合において、暫定再任用職員のうち改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員について改正後の規則 7—78 第 3 条の規定を適用するときは、同条各号別記以外の部分中「額（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に職員勤務時間条例第 2 条第 3 項及び第 4 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第 2 条第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して</p>

除して得た数を、」とあるのは、「額（」とする。

3 [略]

得た数を、」とあるのは、「額（」とする。

3 [略]

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づく人事委員会規則 7—142（在宅勤務等手当）をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委員長 西 塚 力

## 人事委員会規則 7—142

### 在宅勤務等手当

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、在宅勤務等手当に関するこの規則を制定する。

（趣旨）

第 1 条 在宅勤務等手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（在宅勤務等の場所）

第 2 条 給与条例第 11 条の 9 第 1 項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は 2 親等内の親族の住居
- (2) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- (3) 前 2 号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者（その委任を受けた者を含む。第 5 条において同じ。）が認めるもの  
（正規の勤務時間から除かれる時間）

第 3 条 給与条例第 11 条の 9 第 1 項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 職員勤務時間条例第 10 条の 4 第 1 項及び学校職員勤務時間条例第 8 条の 4 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 職員勤務時間条例第 11 条及び学校職員勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日（次号において「休日」と総称する。）に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (3) 職員勤務時間条例第 12 条第 1 項及び学校職員勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (4) 休暇により勤務しない時間及び前各号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間  
（1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第 4 条 給与条例第 11 条の 9 第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、3 箇月とする。

（確認）

第 5 条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、給与条例第 11 条の 9 第 1 項に規定する勤務（以下の条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第6条 在宅勤務等手当は、規則7—0（給料等の支給）第1条に規定する給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第7条 職員が新たに給与条例第11条の9第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則 12—0（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委員長 西條

力

## 人事委員会規則 12—0—8

### 人事委員会規則 12—0（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年宮城県条例第 6 号）に基づき、人事委員会規則 12—0（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第 4 条 一般の派遣職員（外国派遣条例第 4 条第 1 項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相同年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号。以下「外</p>	<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第 4 条 一般の派遣職員（外国派遣条例第 4 条第 1 項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相同年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号。以下「外務公務員給与法」と</p>

務公務員給与法」という。) の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。) の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。) に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに 100 分の 100 以内を乗じて得た額とする。

2～8 [略]

いう。) の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。) の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。) に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに 100 分の 100 以内を乗じて得た額とする。

2～8 [略]

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 人事委員会告示第11号

人事委員会は、人事委員会規則2—2（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和45年人事委員会告示第4号（人事委員会の権限（特地勤務手当等）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和7年12月24日

宮城県人事委員会  
委員長 西條 力

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 [略] 2 [略]	1 [略] 2 [略] <u>(1) 規則7—62 第2条第2項第1号に規定する人事委員会が定める場合及び人事委員会が定める日を定めること。</u> <u>(2) 規則7—62 第3条の2第2項に規定する人事委員会の定めるところを定めること。</u> <u>(3) 規則7—62 第4条第2項に規定する人事委員会が定める場合及び人事委員会が定める日を定めること。</u> <u>(4) 人事委員会規則7—62 第5条第3項第5号に規定する人事委員会が認めるものについて定めること。</u> <u>(5) 人事委員会規則7—62 第5条第4項第6号に規定する人事委員会が定める期間及び額について定めること。</u> <u>(6) 規則7—62 第5条の2第2項に規定する人事委員会の定めるところを定めること。</u> <u>(7)～(9) [略]</u>
(1) 規則7—62 第5条第1項第4号に規定する人事委員会が認めるものについて定めること。 (2) 規則7—62 第5条第2項第6号に規定する人事委員会が定める期間及び額について定めること。 (3)～(5) [略]	
3 この告示の効力の発生する日 令和7年4月1日	

**人事委員会告示第 12 号**

**人事委員会の権限（在宅勤務等手当）の一部委任**

人事委員会は、人事委員会規則 2—2（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、人事委員会規則 7—142（在宅勤務等手当）に定める人事委員会の権限の一部の委任に関し、次のように決定した。

令和 7 年 12 月 24 日

宮城県人事委員会

委員長 西條 力

1 受任者

宮城県人事委員会事務局長

2 委任する権限

第 8 条の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

3 委任の効力の発生する日

令和 8 年 4 月 1 日